

社会福祉法人 慶桜会

作成 令和7年1月28日

改訂

『 身体拘束等の適正化に関する指針 』

- 1 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- 2 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- 3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待・身体拘束防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- 5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

社会福祉法人慶桜会では、身体拘束は入居者・利用者個人の自由と尊厳を奪うばかりではなく、身体的・精神的・社会的に多くの弊害をもたらします。施設の方針である、「身体拘束は絶対に行わない」を貫き、身体的状況・精神的状況や疾病・障害を理解したうえでより良い個別ケアを提供します。

① 介護保険指定基準の身体的拘束等禁止の規定

サービス提供にあたっては、入居者・利用者などの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者・利用者の行動を制限する行為を行ってはならないと規定しています。

② 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

入居者・利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をする事が原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- (1) 切迫性：入居者・利用者本人又は他入居者・利用者の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行い以外に代替法がないこと。
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

③ 日常ケアにおける留意点

- (1) 入居者・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- (2) 言葉や対応等で、入居者・利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- (3) 入居者・利用者の思いをくみとり、入居者・利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努めます。
- (4) 入居者・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行いません。
- (5) 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者・利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

2 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

入居者・利用者本人又は他の入居者・利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行分ければならない場合、以下

の手中に従って実施します。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待・身体拘束防止委員会を中心として、各部署の代表者が集まり、拘束による入居者・利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクを検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の全ての要件を満たしているかどうかについて確認します。カンファレンスで確認した内容を虐待・身体拘束防止委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合には、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・ご家族に対する同意書を作成します。

② 入居者・利用者本人やご家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

③ 記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務づけられており、やむを得ず拘束が必要となる場合は、専用の用紙を使用します。拘束中の入居者・利用者の心身の状況、家族の状況を記載し、早期終了に向けてカンファレンスを実施します。

記録は2年間保存とし、行政の監査時必要があれば提示します。

④ 拘束の終了

身体拘束に関する記録と虐待・身体拘束防止委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合は本人、家族に連絡します。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護職員に関わる全ての全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修（年2回）の実施。

② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

4 虐待・身体拘束防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- ① 高齢者虐待に関する検討をするために、「虐待・身体拘束防止委員会」を設置します。
- ② 虐待・身体拘束防止委員会では、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 名ずつ選出し、毎月 1 回委員会を開催します。
虐待防止担当者を選任します。
- ③ 虐待・身体拘束防止委員会で審議・検討する案件は次のとおりとする。
 - (1) 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
介護職員その他職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、ア)の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
 - (2) 虐待・身体拘束防止委員会において、イ)により報告された事例を集計し、分析すること。
 - (3) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - (4) 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
 - (5) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

「身体拘束等の適正化に関する指針」は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページに公表し、いつでも入居者・利用者及び家族が自由に閲覧できるものとします。